

第174回横浜市都市計画審議会

意見書件数及び人数

都市計画案に対する意見書の要旨と
都市計画決定権者の見解

- 議第1438号 横浜国際港都建設計画 区域区分の変更
- 議第1439号 横浜国際港都建設計画 用途地域の変更
- 議第1440号 横浜国際港都建設計画 高度地区の変更
- 議第1441号 横浜国際港都建設計画
防火地域及び準防火地域の変更
- 議第1442号 横浜国際港都建設計画 緑化地域の変更

	件数	人数
賛成	0	0
反対	0	0
その他	1	1
合計	1	1

令和7年3月27日

都市計画案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

区分	意見の要旨	件数	都市計画決定権者の見解
その他	<p>現状、市街化調整区域で以下の土地を市街化区域に区分変更をお願い申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泉区上飯田町の土地（5筆） 	1件	<p>今回の都市計画案は、線引き見直しの基本的基準に基づき選定しています。この基準では、「市街化区域への編入を行う必要がある区域」として、既に市街化区域と同様の水準で開発・整備されており、既に市街地を形成している区域を市街化区域へ編入することとしています。</p> <p>市街化区域への編入を行う必要のある区域を抽出する際の基準は、①区域面積が0.5ha以上の地区であること、②宅地や駐車場、道路等に利用されている土地が9割以上、③農地、樹林地が1割未満であること等としています。この基準への判断にあたっては、最新の都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、都市的な土地利用状況等を確認し、地区の区域については、周辺土地利用との明確な区分を考慮し設定しています。</p> <p>御意見を頂いた泉区上飯田町の土地については、土地利用状況等を基準に照らして検討した結果、上記の基準に合致すると認められないため、市街化調整区域のままとしています。</p>